

中運技整第78号の3
中運技保第61号の3
令和7年7月29日

中部トラック協会会長 殿

国土交通省中部運輸局
自動車技術安全部長

自動車点検整備推進運動の実施細目について

平素は、中部運輸局の業務に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和7年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」（令和7年7月29日付け中運技整第77号の2、中運技保第62号の2）によりご協力を依頼したところですが、別添1のとおり「令和7年度自動車点検整備推進運動の実施細目」を定めましたので、これにより、本運動を積極的に推進されますよう、ご協力いただくとともに、傘下会員のご指導方よろしくお願ひいたします。

また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止につきましては、自動車関係団体のご協力をいただきながら注意喚起をしているところですが、依然としてこれらの事故が発生している状況にあります。このため、自動車点検整備推進運動の一環として、実施要領重点項目により啓発を行うこととしましたので、この旨ご理解いただくとともに、効率的かつ円滑な実施につきましてご協力方よろしくお願ひいたします。

令和7年度「自動車点検整備推進運動」実施細目

令和7年7月
中部運輸局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

※広報活動の際は、可能な限り、「自動車点検整備推進運動」という名称、並びに国土交通省及び協議会で作成するキャッチコピー・ロゴを使用すること。

(1) イベント等の実施

運輸局等（運輸支局、自動車検査登録事務所及び自動車検査場を含む。以下同じ。）は、○関係団体（参考）が開催するイベント（登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。以下同じ。）が円滑に実施されるようバックアップする。

○関係団体の協力を得ながら、イベント来場者等を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（別添2に従って実施）を行う。

関係団体は、

○「自動車点検整備推進運動強化月間」の開始を告知するための報道発表とともに、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなキックオフイベント等の開催に努める。イベントを開催する場合には、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込める日時、場所、媒体等を考慮し、終始興味をもってもらえるよう催し内容を工夫するとともに、現役の自動車整備士（例：技能競技大会（日整連¹主催）の優勝チーム等）から点検・整備のPRが行われることが望ましい。また、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加し、国土交通省と共同で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

○幅広く点検・整備に対する意識調査を行うため、インターネットのアンケート・サイトを活用したアンケート調査を実施する。

○地域の実情等を踏まえ、次の内容を参考にしつつ、より多くの使用者等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントの開催に努める。

- ・日常点検を実施しない使用者に対しては、「無料点検コーナー」や「マイカ一点検教室」等の参加・体験・実践型の催しを通して、点検・整備の実施方法等を説明することで、誰もが容易に実施できる内容であることをPRする。
- ・定期点検を実施しない使用者に対しては、「点検・整備なんでも相談コーナー」等を活用し、新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを見せながら、定期点検

¹ 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えて、定期点検整備の必要性を説明するとともに、車検と定期点検整備の違いや車検時と比較して費用や手間がかからないことをPRする。その際、別添3の資料も参考とする。

自販連²等自動車販売に関わる団体は、

- 自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、使用者を対象に無料点検等の実施に努め、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。このとき、大型車の使用者にも啓発するように努める。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

運輸局等、関係団体、機構³、軽検協⁴及びNASVA⁵は、

- 本省で作成するポスターを来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシについても窓口等へ備え置き、又は配布する。自家用自動車の使用者を対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した10代から30代の若者世代へ積極的に展開するよう努める。

運輸局等は、

- 次のツールを活用した広報・啓発を、それぞれ[]内の団体の協力を得ながら積極的に実施する。

- ・マスメディア等（テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS等を含む。特に、10代から30代の若者世代に焦点）[関係団体]
- ・啓発ワッペン及びのぼり[機構、軽検協、中整連⁶]
- ・公共施設、競技場等の掲示板
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示[バス協⁷]

- 各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く使用者に確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。

- 令和3年10月に新規追加した点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」や大型車の車輪脱落事故、車両火災事故防止対策について、チラシを申請窓口などへ備え置く又は配布するなどして、使用者に対し確実な点検・整備の実施を啓発する。

- 関係団体による啓発活動が円滑に実施されるよう協力する。

運輸局等、関係団体は、

- 庁舎の館内放送、インターネット等によって、団体や所属職員等（可能であれば訪問

² 一般社団法人日本自動車販売協会連合会

³ 独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

⁴ 軽自動車検査協会愛知主管事務所

⁵ 独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所

⁶ 中部地方自動車整備連絡協議会

⁷ 中部バス協会

者も含む) が所有する自動車の確実な点検・整備の実施を呼びかける。

関係団体は、

○各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。その際、下記 URL も積極的に広報する。

- ・ホームページ : <http://www.tenken-seibi.com>
- ・スマートフォン : <http://tenken-seibi.com/m/>

○大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても事業者の窓口や応接コーナー等へ備え置き、又は配布する。

機構及び軽検協は、

○継続検査の際に定期点検整備未実施だった使用者に対し、運輸局等と連携して、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

中整連は、

○定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画(DVD)を活用し、使用者への啓発に努める。

○自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、使用者の保守管理意識の高揚を図る。

(3) 講習等の実施

運輸局等及び関係団体は、互いに協力しながら、

○講習・出前講座を実施する。

○点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施する。

(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発

運輸局等は、関係団体の協力を得ながら、

○整備不良等に起因する大型車の車輪脱落や車両火災を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別添3の資料や連絡会構成団体が製作したツール等を活用し、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

○自家用自動車の整備管理者に対し、関係団体等が主催する講習会等への自主的な参加を促すよう努める。

○運送事業者が選任する整備管理者に対しては、輸送の安全の確保が最大の使命であることを改めて確認するとともに、「事業用自動車総合安全プラン 2025」を踏まえつつ、貨物自動車運送事業者の場合は「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度緊急対策」(以下、車輪脱落事故防止緊急対策)に基づく適切なタイヤ交換作業について

て、バス事業者の場合は「バス火災防止のための点検整備のポイント」や「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について、整備管理者研修において教示する。

関係団体は、

- 大型車の使用者からタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業の依頼を受ける傘下事業者に対し、車両の引き渡し時等において、使用者に「50km～100km走行後にホイール・ナットの増し締めの実施が必ず必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの確実な実施について周知するよう努める。
- 傘下事業者に対し、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載するよう指導する。

(5) 出前講座等の実施

運輸局等は、

- 自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。
- 関係団体の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別添3の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

2. 使用者に対する調査・指導等

(1) 街頭検査等での啓発・指導

運輸局等、機構及び軽検協は、

- 関係団体の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い、点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備済ステッカーや自動車検査証備考欄（記入欄・余白を含む。）及び検査標章裏面の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の使用者等に対して、定期点検整備の確実な実施を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となる可能性があるため、剥がすよう指示する。

運輸局等は、

- 運送事業者に対して、車輪脱落事故防止緊急対策2. (2) ③に基づく事故防止対策の徹底を図るための周知・指導を計画的に実施する。
- 関係団体と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。
 - ・運送事業者の事業用自動車を対象とした、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装

置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備

- ・特定整備事業者の事業場に入庫した一般整備車両を対象とした、使用者の理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備

○冬用タイヤの交換時期等をとらえて街頭検査を実施し、車輪脱落事故防止緊急対策に基づく適切なタイヤ交換作業やタイヤ交換後の増し締め、日常点検の確実な実施等の啓発を行うとともに、運転者の理解を得て、ホイール・ナットの締め付け状態の確認を行うなど実効性のある活動に努める。

（2）ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

運輸支局は、

○前検査でユーザー車検を受けようとする使用者に対し、検査受付時に定期点検整備を確実に実施するよう指導等を行う。なお、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対しては、事前の周知を行った上で中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し指導等を行う（別添4に従って実施。）。

○不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両の使用者に対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。

○確実な定期点検整備の励行を促進するため、継続検査時の点検整備実施状況について、自動車検査証備考欄への記録や検査標章裏面への記載により、使用者へ周知する。

(参考)

関係団体

1. 中部地方自動車整備連絡協議会
2. 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 中部連絡協議会
3. 軽自動車協会中部地区連絡会
4. 一般社団法人日本自動車連盟 中部本部
5. 中部トラック協会
6. 中部バス協会
7. 中部タクシー協会連合会
8. 中部自家用自動車協会連合会
9. 中部地区レンタカー協会連合会
10. 一般社団法人日本自動車タイヤ協会 中部支部
11. 全国石油商業組合連合会 中部支部
12. 一般社団法人日本損害保険協会 中部支部
13. 一般社団法人日本自動車部品工業会 中日本支部
14. 全日本自動車部品卸商協同組合 東海・北陸ブロック
15. 全国自動車電装品整備商工組合連合会 中部ブロック会
16. 中部地区自動車車体整備協同組合 連絡協議会
17. 一般社団法人日本自動車車体工業会 中部支部

令和7年度自動車点検整備推進運動 アンケート調査実施要領

自動車点検整備推進運動では、点検整備の認知度や実施状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

記

1. アンケート調査の実施方法

①調査期間

全国統一強化月間及び地方独自強化月間中を基本としますが、可能な範囲内で、年間を通じて取り組んでください。

②調査対象

一般の自動車ユーザー、自動車整備関係者

③調査方法

- * 別添2-2 QRコードを調査対象者に読み取ってもらい、インターネット上で回答してもらうことにより調査を実施します。なお、過去の調査票は使用しないようご注意下さい。
- * 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- * これまでと同様、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施願います。

④集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、国土交通省物流・自動車局自動車整備課にて行います。

令和7年度「自動車の点検・整備に関するアンケート」のお願い

自動車点検整備推進運動では、点検整備の認知度や実施状況等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

下記QRコードより、アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。



<https://forms.office.com/r/0hx7MMhzru>

設問数：18問 所要時間：10分程度

自動車点検整備推進運動において使用する啓発資料

プレス資料	通達等
・「エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について」（平成24年7月プレス資料）	—
・「ブレーキ装置のメンテナンスにより事故を未然に防ぎましょう」（平成25年12月プレス資料）	—
・「ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう」（平成26年7月プレス資料）	—
—	・「自動車製作業者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」（平成27年4月30日付、国自整第38号）
—	・大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止について（平成27年9月10日付、国自整第196号）
—	・事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について（平成27年12月25日付、国自整第321号）
—	・自動車の車枠・車体等の適切な点検整備の実施について（平成27年12月25日付、国自整第322号）
・事業用バス火災事故の防止の徹底について（平成28年2月プレス資料）	・事業用自動車の車両火災事故に向けた保守管理の徹底について（平成28年2月19日付、国自整第370号、国自安第254号）
	・バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の火災事故防止の徹底について（平成28年2月19日付、国自安第249号、国自整第365号）

・ディファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい（平成28年3月 プレス資料）	・ディファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について（平成28年3月4日付、国自安第268号、国自整第393号）
・全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました（平成28年4月 プレス資料）	・車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について（平成28年4月22日付、国自整第16号、国自安第6号）
・トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！（平成28年6月 プレス資料）	・トレーラ火災の未然防止に関する注意事項の周知について（平成28年6月23日付、国自審第509号、国自安第53号、国自整第73号） ・バスの車両火災事故防止の徹底について（平成28年6月23日付、国自安第58号、国自整第76号）
・「三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください」（平成28年7月 月プレス資料）	・三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（平成28年7月26日付、国自整第127号）
・2月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！（平成29年1月 プレス資料）	・大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年1月31日付、国自整第315号）
・「「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。」（平成29年 3月プレス資料）	・貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について（平成29年3月28日付、国自整第398号）
—	・ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について（平成29年11月14日付、国自整第213号）

・事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施（令和2年10月30日プレス資料）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について（令和2年10月30日付、国自安第110号、国自旅第261号、国自貨第54号、国自整第188号）
・事故の恐ろしさを知って！大型車の車輪脱落事故（令和2年12月15日プレス資料）	—
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ ～大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します～（令和3年10月1日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について（令和3年9月30日付、国自安第88号、国自旅第250号、国自貨第57号、国自整第152号）
・大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！ ～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～（令和4年2月18日）	—
・大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！（令和4年9月30日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について（令和4年9月30日付、国自安第84号、国自貨第83号、国自整第149号）
・大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！（令和4年10月14日）	—
・「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」の中間取りまとめを公表します ～今後の大型車の車輪脱落事故防止対策のあり方について～（令和4年12月27日）	—
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（令和5年9月29日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について（令和5年9月29日付、国自安第75号、国自貨第83号、国自整第122号）

・車に関わる全ての皆様へお願ひです (令和5年12月26日)	一
・冬用タイヤ交換時には確実な作業の 実施をお願いします！（令和6年1 月1日）	・大型車の車輪脱落事故防止に係る 令和6年度緊急対策の実施につい て（令和6年9月30日付、国自 貨第367号、国自安第72号、 国自整第144号）